

原子力委員会見直しのための有識者会議
第5回議事録

内閣官房国家戦略室

第5回 原子力委員会見直しのための有識者会議 議事次第

日 時：平成24年12月4日（火）10:00～12:00

場 所：合同庁舎4号館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 原子力委員会見直しに当たっての基本的な考え方について

3 閉 会

○大西座長 それでは、本日御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから第5回「原子力委員会見直しのための有識者会議」を開催いたします。

本日は中西委員と森田委員が所用のため御欠席という連絡をいただいていると伺っています。城山委員は間もなく見えるということだと思います。

本日は白内閣副大臣に御出席をいただいております。どうもありがとうございます。

今回も関係省庁の方々にオブザーバーとして御出席をいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に事務局から配付資料の確認をお願いします。

○国家戦略室 配付資料でございますが、資料1「原子力委員会の見直しにあたっての基本的な考え方について（未定稿）」。

資料2はその概要でございます。

参考資料1としまして、11月27日に開かれましたエネルギー・環境会議で配付いたしました、原子力委員会の見直しの状況を関係閣僚に報告したものを配付させていただいております。

参考資料2は第3回の議事録ということで、お手元に資料はそろっていらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

○大西座長 それでは、資料はよろしいでしょうか。

最初に白副大臣より一言御挨拶を頂戴いたします。よろしくをお願いします。

○白副大臣 おはようございます。本日はお忙しい中、またこの師走に入りまして大変委員の皆様方にはお忙しい中、御参集くださいましたことを感謝申し上げたいと思います。

本日も前原大臣は御存知のように、今日から公示日ということもありまして、大臣なかなか出席できないことをぜひ御理解賜りたいと思います。

また、先日、前原大臣よりお伝えいたしましたけれども、本有識者会合におけるこれまでの検討状況につきましては、11月27日に開催いたしましたエネルギー・環境会議において、これは前原大臣が司会役を務めさせていただいて、国家戦略室から詳しい報告をさせていただきました。本件をはじめとする革新的エネルギー・環境戦略の具体化、実施が全体として整合性が進むように、エネルギー・環境会議でもしっかりと議論していきたいと思っております。

本日は今までの御議論を踏まえまして、原子力委員会見直しに当たっての基本的な考え方につきまして整理していただきたいと思っております。ぜひ忌憚のない活発な御意見、御議論をいただければ幸いです。

年末のお忙しい時期、改めて本当にこのような御議論をしていただくことを御礼申し上げます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○大西座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入るわけですが、その前に前回会議において伴委員よりお尋ねがありました核不拡散に関する保障措置に関して、本日は外務省の担当課に御出席いただいております。

これについては前回の伴委員からの御質問に対して、的確に理解されたのかどうかということも含めてお尋ねがあったものであります。伴委員の御発言の趣旨を外務省の担当課にも伝えて、それに対するお答えをしていただくということでもあります。

御質問の趣旨は私のほうから紹介すると、プルトニウム管理について原子力委員会は国際基準で求められている以上の詳細なデータ、キログラム単位での管理を国内に示しているにもかかわらず、外務省はあえてキログラム単位での詳細なデータを積極的に対外公表していいのではないかと。そうだとしたら、その理由は何かというのが御質問の内容だということを確認いたしまして、これで今日お答えをいただくことにしています。

それでは、外務省のほうからお願いいたします。

○外務省 おはようございます。

伴委員から前回いただきました、ただいま御案内のとおりのお尋ね、御指摘事項につきまして、冒頭お時間を頂戴しまして御説明させていただきます。

まず前回、伴委員のおっしゃいましたとおり、原子力委員会では我が国のプルトニウム保有量をキログラム単位で公表しております。このキログラム単位での国内公表につきましては、御案内のとおり内閣府から毎年原子力委員会に報告しておられる我が国のプルトニウム管理状況という資料に取りまとめられたデータに基づいております。

その一方で、この原子力委員会の報告資料の中には、あわせてプルトニウム管理の国際的ガイドラインに基づいて IAEA に報告を予定しております、前年末時点でのプルトニウム保有量のデータも参考に含まれており、公表されてきております。こちらのデータは実はプルトニウム保有量、具体的には未照射のプルトニウム量については 100 キログラム単位で、また、使用済燃料中のプルトニウム量についてはトン単位で、それぞれ丸めた数値となっております。

このようにガイドラインに基づいたプルトニウム保有量を IAEA に報告する場合に丸めた数値を使っております理由は、97年に作成されました国際的ガイドラインが独自に IAEA の報告フォーマットを定めておりまして、そこでは未照射のプルトニウム量については 100 キログラム単位で、また、使用済燃料中のプルトニウム量についてはトン単位で丸めた数値で報告することが、ガイドラインの実施国間、これは我が国を含めまして 9 カ国でございますけれども、申し合わせになっているからでございます。

したがって、外務省では毎年 9 月、本年の場合は 9 月 11 日の原子力委員会の定例会合で報告されました国際的ガイドラインのフォーマットに沿って、丸められたプルトニウム保有量のデータを内閣府から送付いただきまして、これをその翌週には IAEA 事務局に通報し、全加盟国への回覧文書にするよう外務省として求めてきているところです。実際には公開の IAEA のウェブサイトにも全て掲載されております。

このような役割を通じまして、プルトニウム管理の国際的な信頼性、透明性確保への貢献に当省としても努めてきている点につきましては、御理解いただけましたらありがたく存じます。

○大西座長 ありがとうございます。

この後、退席されるということで、委員の皆さんから御質問があったら今の時点で質疑応答したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○伴委員 ありがとうございます。

その回答は予想していたのですが、聞きたいことは、日本は透明性の確保ということで、より積極的に一歩踏み込んだ対応をしている。それを国際社会においても示すべきではないかと思うのですが、求められているところについては最低限のことは満たした報告をしていますと。そこから一歩日本が踏み込んでやっていないのはどうしてなのかということなのですけれども、求められているのがそれだから、それに対して必要なことを答えているだけだということでは、原子力委員会が決めて公表している意味合い、国際社会に示す意味合いというのが薄れるのではないかと思うのですが、その辺について見解を聞きたかったわけです。どうなのでしょう。

○大西座長 いかがでしょうか。

○外務省 核物質の計量管理、プルトニウムの保有量を含めまして、これを正確に把握して国際的に発信していくことに関しては、我が国としても各国とどういうことが追加的にできるのかというのは、実は年に1回、我が国のプルトニウム保有量を報告します際に、9月のIAEA総会の機会にガイドラインの実施国間会合が行われておりますので、その機会にどういうアイデアがあるのかということも踏まえて対応していきたいと思えます。

○大西座長 吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 それに関連するかもしれないのですけれども、有効数字が一体どうなのかというのがすごい気になっていまして、有効数字が何けたで、それが有効である限りにおいては、その単位まで出すというのが透明性という点では重要だと私は思っているということだけ申し上げます。

○大西座長 大体、今の数字はどのくらいですか。100キログラム単位とトン単位で出ている数字がかなり桁数が多ければ、そこから以下はかなりマイナーな数字になると思うのですが、前の数字が小さければその後が問題だということになるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○外務省 これは冒頭、御紹介させていただきました申し合わせ、ガイドラインを97年に取り決めた際に、未照射については例えば100キロ未満のもの単位につきましては四捨五入をしまして100キロ単位で丸めて報告するということですので、これは一律実施国もそういうふうに報告しております。

○大西座長 私がお尋ねしたいのは、例えば150キロだと200キロになるわけだけれども、大体どれぐらいなのか。

○外務省 日本が実際に今年通報した未照射のプルトニウム量でございますけれども、数値は9.3トンとなります。コンマ3より小さい数字については100キロ未満でございますので、四捨五入した結果が9.3です。

○大西座長 93、100キログラムということですね。

○外務省 9.3トンですので、9,300キログラムでございます。

○大西座長 それで使用済のほうは。

○外務省 使用済燃料に含まれておりますプルトニウム量につきましては、トンで丸めておりますので、1,000キロということで実際の数字は合計値159トン、したがって15万9,000キログラムということで報告させていただいております。

○大西座長 山地委員、どうぞ。

○山地委員 あまり今回の本質ではないと思っておりますけれども、多分、伴委員がおっしゃったのは、これはプルトニウム総量ではなくて核分裂性プルトニウムですね。要するに核兵器になる単位というのは100キログラム以下ですから、より詳しくキログラム単位で出しているのなら、平和利用を宣言している我が国としてはキログラム単位で出した方が、核兵器への転用防止という意味では望ましいのではないかという趣旨だと思うのです。それがどちらかというとならぬお答えになったので、それはどう考えているのかというのは私も聞きたいところではあります。

○大西座長 今のような趣旨で重ねて御質問があったので、お答えいただければと思います。

○外務省 これはあくまで自主的措置でございますが、御指摘を踏まえ内閣府さんも含めましてキログラム単位での通報の可能性を検討させていただきたいと思っております。

○大西座長 ということでありますが、他に重ねて御質問があったらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、今の点については、今までは未照射100キログラム単位、使用済みトン単位で公表してきた。これはIAEAの報告様式にのっとったものだというお答えでしたが、御質問の結果、キログラム単位で報告することについて内閣府と検討すると、外務省から答弁があったということで確認したいと思っております。

○国家戦略室 検討していただくのはいいのですが、これを検討することによる波及効果や派生効果、日本だけがそうすることによって諸外国との関係において、ヒッチが起きないか、あるいは検討するというのをその後プレスにオープンしますが、そのことに対する懸念があるかないかということもお願いします。

○大西座長 いかがでしょうか。

○外務省 自主的措置の範囲内で各国が従っているフォーマットにより詳しい単位まで出すということになりますとフォーマットに沿っていないことについて少なくとも注釈を付すようなことをして説明が必要になるかと思っております。沿っていないではないかというよう

な指摘があるかないか、これは聞いてみないとわからない面もございますけれども、あらかじめ反応が予想されますと言い切れるような材料もございません。

○大西座長 今のようなキログラム単位の値については、少なくとも国内ではオープンにしているわけですね。だから諸外国が見ようと思ったら見られる。

○外務省 はい。これは原子力委員会、内閣府さんのホームページで明らかにしていただいているところでございます。

○大西座長 だから完全に秘匿されている数字を初めてオープンにするわけではない、見えやすい格好でオープンにするということですね。対外的な反応はわからない。他の国で今おっしゃったような格好でキログラム単位で報告しているような例は、これまであるのでしょうか。

○外務省 ございません。

○大西座長 ということで、それでは先ほどの確認どおりにしていただくということで、これはこの委員会は閉じてしまいますけれども、しかるべき格好で今の検討の結果を、これはどういう格好になるのですかね。

○国家戦略室 事務局からお伝えします。

○大西座長 事務局から委員には伝えていただくということにさせていただきます。

では、外務省に対する質問はよろしいでしょうか。どうも今日はありがとうございます。御苦勞様です。

それでは、予定した議事に入ります。今日の議事は原子力委員会見直しに当たっての基本的な考え方について、今、概要版と本体を未定稿という格好でお配りしています。これについては前回の終わりに論点を整理させていただいて、実はその後、私もメモをつくって、そのメモをもとに事務局と相談してまとめたものが概要及び未定稿ということになります。したがって、その未定稿について、これはその後、委員にも御連絡をして、お示しをして、幾つか御意見をいただいている。その意見も取り入れたものということです。ただ、全員からの御意見ではないので、今日はそれをもとに残りの時間、議論していきたいと思っていますところでは。

それでは、説明をお願いいたします。

○国家戦略室 それでは、資料1本文と資料2概要を配付させていただいておりますが、今日は資料1で丁寧に御説明させていただきたいと思っております。

1 ページ「はじめに」でございますが、経緯をまとめさせていただいております。その上でこの報告が、大きな転換点を迎えている原子力政策の今後の体制を検討する上での礎となることを期待するというところで始めさせていただいております。

2 ページ目より「第1章 原子力委員会と原子力利用を巡る環境の現状と変化について」で、最初に原子力委員会の機能及び役割について。これは第1回で内閣府から御説明いただいた原子力委員会の経緯と変遷を中心に、どう変わってきたかというものをまとめさせていただきます。

まず、原子力委員会が平和目的に限り設置された。その後 50 年以上にわたって一貫して原子力利用の推進を図ってきて、1950 年代から 70 年代、この時点では原子力の推進・安全両面に深くかかわっていたと言える。

1970 年代以降、石油ショックを経験し、エネルギーの多様化を迫られる一方、原子力船「むつ」の事故を初めとする原子力安全に対する不安感というものがある中で、原子力安全委員会が発足しまして、そういう意味では原子力委員会の機能も大きく変化をいたしました。

1990 年代になりますと、より一層原子力安全管理に対する懸念というものが高まると同時に、2001 年の中央省庁再編による審議会の見直しの中で、原子力委員会の存在基盤を変えるようないろいろな規定の見直しが行われたところでございます。

こうしたものを踏まえまして、現行の機能を 4 ページに書かせていただいております。4 ページの図 2 は前回、資料で整理させていただきました機能とその業務内容を移させていただきますが、これは大きく 4 つに整理しております。

1 つが原子力の平和的利用の担保、2 つ目が原子力政策に関する基本方針の策定、3 つ目が各府省間にまたがる政策の調整、4 つ目が原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外への説明責任主体としての機能という、この幾つかの機能を 4 つに整理しまして、それぞれについてここで触れさせていただきます。

5 ページ目にその 4 つを簡単に解説させていただきますが、1 つ目が原子力の平和的利用の担保ということで、原子力委員会がやっている二国間及び多国間両方を問わず、国際社会が核不拡散・各セキュリティの確保を追求している中で、原子力委員会はプルトニウム利用に関する透明性を確保する観点から、管理状況を確認し公表するとともに、国際社会と協調をやっているのが 1 つ。

2 つ目が原子力政策に関する基本方針の策定ということで、これは原子力政策大綱に代表される原子力政策全体に対する、あるいは個別政策に関する方針の策定ということでございますが、これはいろんな状況の変化が、この策定する基本方針の内容も影響を与えてきているということかと思っています。

3 つ目が各府省間にまたがる政策の調整ということで、例えば原子力関係経費の取りまとめ、基本方針策定の際の調整というような活動があります。

4 つ目が政策資源の縦覧性。上にある政策とも絡むものなのですが、国民あるいは対外的な関係で説明責任を負っている。その関係で政策の一覧といったものもやられている。

この 4 つの機能に大きく分けて、今後の議論をしてはどうかということで 4 つに整理させていただきます。

5 ページの下の 2 ポツが原子力利用を巡る我が国の特殊性ということで、我が国が原子力基本法に基づいて原子力の研究、開発及び利用を厳に平和目的に限ってやっている。また、NPT にも加入し、IAEA と保障措置協定等を締結しているといったことを、ここでは整理、紹介させていただきます。

最後のパラグラフですが、これらの国際的枠組み以上の平和的利用の担保あるいは透明性の確保の取り組みという部分は期待が大きく、この会議でも原子力委員会がこの部分で果たしてきた役割、あるいは果たすべきと考えている役割は大きいという評価が大勢であると言えるのではないかとということで整理しております。

3 ポツが原子力政策をめぐる環境の変化ということで、最初の経緯でも整理させていただきましたが、原子力委員会をめぐる状況は50年以上たっている中で今、大きく変わり、さらには2011年3月11日の震災及び原発事故を受けて、原子力政策それ自体が大きな転換点を迎えることとなっております。

その上で、例えば大きな政策課題、エネルギー戦略全体については国家戦略会議あるいはエネルギー・環境会議等の会議体が総合調整と意思決定を行うようになった。これが1つの大きな環境変化であろう。それを踏まえてできたのが革新的エネルギー・環境戦略でございます。

他方で核燃サイクルについては、この戦略の中で引き続き従来の方針に従い、再処理に組みながら、今後、青森県を初めとする関係自治体と責任を持って議論をするという方針が示されております。こういう中でバックエンドの問題の難しさというのは、引き続き取り組んでいく必要があるというものだとということだと思っております。

我が国としては、今後こうした課題を一つ一つ着実に克服していくと同時に、国際社会との連携を強化しなければいけない。このために原子力行政の再構築を図っていく必要に迫られており、その中で原子力委員会が果たすべき役割がないか、どのような組織とすべきかということを検討していく必要が出てきたということだと認識しております。

8 ページ、第2章でございますが、この会議でも現在の原子力委員会に対する評価というものをここで書かせていただいております。議論も相当出ましたが、1つ省庁再編の影響ということで、2001年の省庁再編に伴って、いわゆる8条委員会ということになりましたが、その際に委員長が閣僚から民間有識者へ変わった。あるいは決定に対する総理の尊重義務が削除されたといったことがございます。

ここで注2にございますが、このときに勧告権限というのは残ったわけけれども、これはこれまで行使の実績がないというのが実態でございます。

先ほどの省庁再編の影響に戻りますと、事務局体制というものも大幅に縮減。こういう大きな変化が省庁再編でありまして、この影響が大きくて、この結果、通常の審議会の位置づけとなってしまい、機能が弱く、実質的な権威も不十分になったという指摘、あるいは機能が空洞化して現状維持はデメリットのほうが大きいというような現状に対する評価があったかと思っております。また、エネルギー政策等々の文脈で原子力委員会の外で議論されるようなことが多くなったというようなことで、相対的な位置づけの低下という議論があったかと認識しております。

2 ポツでは政策変化等の影響ということで、原子力発電が長く行われている中で、当初の推進を明確に示してやっていくという意義が既に後退してきていることが言える上に、

原子力政策の方向性が大きく変化している中で、一方、最大の課題の部分であるバックエンドの問題については、必ずしもこれまで各省と原子力委員会の重層的な分担体制が十分機能してこなかったという指摘もいただいております、現行体制下でやるには一定の限界があるのではないかとというまとめになります。

これらを踏まえまして10ページ「第3章 原子力委員会の見直しの方向性」ということでまとめておりますが、まずその見直しに当たって考慮すべき点、1つが原子力行政の特殊性ということで、ここでは大きく下線を引いてある4つの指摘をしています。

1つは行政継続期間が長いということ。もう一つは、技術的知見の専門性が高いということ。そして社会的受容困難性への対応機能が重要だということ。また、監査的機能が求められるといった4つの点が、原子力行政の特殊性として言えるのではないかと。したがって、見直しに当たってはこういう特殊性があるということは、考慮していく必要があると考えております。

(2)は原子力基本法との関係ということで、見直しに当たっては原子力基本法との関係、この原子力委員会の存在の前提が原子力基本法によっておりますので、そういう意味ではこれとの関係も考慮する必要があるだろうということを書いております。

1つが基本方針。原子力基本法の第2条に書かれている基本方針についてでございますが、ここに書かれているとおり「原子力利用は平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」。この点については今回の見直しに当たっても、内容として逆に基本方針として堅持することが適切ではないかとということで、ここでは整理しております。

11ページ、②目的は原子力基本法の目的が書いてあるわけですが、ここには原子力の研究、開発及び利用を推進することによってというふうに書かれております。この目的の中では原子力発電の推進を意図している。利用の一環ですが、一番大きなウェートを占めるという意味では原子力発電の推進が含まれている。政府のエネルギー政策、原発に依存しない社会の実現ということであれば、これの改正の是非及び可否を検討する必要が出てくるだろうと書かせていただいております。

ただ、その場合であっても前回のまとめにもありましたが、使用済核燃料や放射性廃棄物の処理処分・管理、原子炉の管理・廃止措置という、主としてバックエンド対策は必要であり、これについては前記の基本方針というものは堅持されるべきではないかというのが、原子力基本法との関係では整理できるのではないかと考えております。

11ページ、今後とも必要と考えられる機能。先ほど整理しました機能を今後とも必要かどうかという観点で整理したものでございますが、i)の原子力の平和的利用の担保はこの議論でも、この会議でも何度か出ましたが、実際のところ定量的にどの程度、現在の原子力委員会の活動が平和的利用の担保というものについて寄与しているかという点については、十分に定量的な評価というところまでは至っておりませんが、これまでの議論から少なくとも当該機能というのは引き続き肯定的に捉えるべき、すなわち必要だという認

識でいいのかなと考えてございます。ただ、その際、他の省庁との関係を整理する必要があると考えております。

2つ目が原子力政策に関する基本方針の策定ということでございますが、まず最初のパラグラフで両方の意見、原子力政策に関する基本方針の策定の機能が重要だという一方、他の閣僚級の政策決定の増加等を考えると、エネルギー政策の決定プロセス全体における原子力委員会の位置づけが低下しているという指摘もなされました。

これらを踏まえますと、基本的に原子力利用の政策に関する事項でも、エネルギー政策を含めた基本的な方針、大きな方向性を議論する場合には、少なくとも当面は専ら原子力政策のみを扱うよりも、内閣の意思決定に直結したエネルギー政策全体を審議対象とする機関が取り扱う。ここの場では例えばエネルギー・環境会議など出ましたが、そういった場で議論をするのが適当である。

ただし、基本方針が定まれば、その下で具体的な政策に関することを原子力委員会またはその後継組織となる原子力を専ら扱う組織が企画調整に当たるということは考えられるかなと。他方、その原子力政策に関する基本方針の中でもバックエンド等、すなわち超長期の政策領域や各省の個別対応では、社会的要請に応じ切れていないと考えられる分野の政策についての企画立案、確認等については、先ほど申しましたような原子力行政の特殊性にかんがみれば、原子力委員会または後継組織が責任を持って担うことが適当という議論であったかと認識しております。

iii) 各府省間にまたがる政策の調整につきましては、基本的に余りこれのみで重要というわけではない。特に研究開発に係る総合調整等については、総合科学技術会議に任せるといったことも可能だという御指摘もあったと認識しております。

したがって、原子力委員会またはその後継組織が積極的に政策調整機能を有することはないと思っておりますが、前記の業務をやっていく中で必要となる場合には、その範囲で調整するということがあるかなという整理にしております。

iv) が特に内外一元的な説明責任主体。この点につきましては引き続き強く求められていくものだろうと考えております。これは国内あるいは海外に対しても、その窓口として説明責任を果たす機関の必要性はあると考えております。

その政策の縦覧性の確保ということだけであれば、他の既存の組織でも対応することは可能だと思いますが、その説明責任主体として原子力委員会または後継組織が置かれる場合には、この組織が縦覧性の確保のところもやることが適当と考えられております。

これらを踏まえまして、原子力委員会設置法の所掌事務等の整理をしてみたのが13ページの一～八の整理でございますが、機能ごとに分けておりますのでややばらばらな部分もありますが、基本政策に関する1ポツについては、先ほど言いました全体については内閣直轄の組織、ただしバックエンド等、平和利用の担保の部分は原子力委員会または後継組織が担当する。

事務の調整は必要な範囲でやるということだと思っています。原子力利用に関する経費の見積り配分は実質形骸化しており、必ずしも担当が必要だとは考えておりません。

核燃料物質及び原子炉に関する規制。規制自身はもちろん安全規制全体は原子力委員会及び原子力規制庁が既に担当しておりますが、それでないバックエンドに関する部分等々については原子力委員会、後継組織が担当する。

研究開発については、基本的には総合科学技術会議が担当することが適当と考えられるのではないかと整理させていただいております。

研究者、技術者の部分もそうですが、こちらも必要な範囲では原子力委員会あるいは後継組織が担当するという考えられると思います。

資料の収集の部分は先ほどの4ポツで申し上げましたように、一体的説明責任主体という部分で後継組織がやるのが考えられるのではないかと整理しております。

14 ページに第4章ということで体制の見直しの選択肢を書いております。前回、委員の皆さんからいただいたメモ等をもとに考えられる組織を並べて、その組織ごとに優位的な側面、消極的な側面というものを書かせていただきました。今日の御議論でこれをさらにそれぞれについての優位的な側面、消極的な側面を充実整理できればと思っていますが、1つ目が8条委員会として機能を強化ということで、これは現在の原子力委員会と同じ形式でございますけれども、機能強化というものが提案としてあったかと思っています。機能強化につきましては委員長を閣僚にする、あるいは事務局の人数を拡充する、権限を一たん廃止した総理の尊重義務というものを戻す。移行はこの場合、組織的な移行が比較的容易だと思っておりますが、逆に言うと今と変わらないのではないかと議論も出てくるかと思っています。

15 ページ、3条委員会は独立性が高いということで原子力規制委員会と同じものでございますが、3条になった場合、一般的には権威の向上というのは期待できますし、政策の継続性、長期性も想定できると思いますが、逆に行政からの独立性、自立性をこの組織に求める理由というのがどこまであるのかという議論になるかと思っています。

次は原子力庁ということで、国家行政組織法上の3条という意味では上の3条委員会と同じですが、こちらは庁ということで、一般的にこちらのほうが、特徴の2つ目のポツに書いていますけれども、3条委員会と比較した場合にはより実務的な行政事務を実施するという組織に他の例を見るとなっているかと思っています。

長官を閣僚とするというのは、現在は長官が閣僚という例はなくて、例えば金融庁の場合は金融庁長官は閣僚ではなくて、金融担当大臣という大臣が置かれているということで、長官が閣僚の例はないのですが、今回は原子力庁を設置するのであれば長官を閣僚とするという御提案もありましたので、そういう形にしてはどうかという整理になっております。この場合は実際の実行力を付与した実力組織となりますので、具体的な行政事務の履行が担保されやすいだろうと思います。

ただ、こちらの場合は運用の問題かもしれませんが、原子力庁という原子力ありきの行政になりがちではないかというようなこと、あるいは一般的な行政機関化するとかえって超長期的な行政に対する目配せという点で、保証ができなくなるのではないかという点を消極的側面として書かせていただきました。

15 ページ(4) ですが、既成の行政組織に機能を移管ということで、例えば経済産業省。この場合、エネルギー政策との一体性を確保できる裏返しとして、エネルギー政策に引張られることになる。

16 ページ②は文部科学省に移管ということですが、これは逆にエネルギー政策との乖離というものが問題になるかと、消極的側面として書かせていただいております。

また、原子力規制委員会、原子力規制庁に移管ということも考えられます。この優位的側面としては2つ目のポツに書いていますが、特に監視機能が求められる平和的利用の担保といった機能とは親和性が強いのではないかと書いておりますが、他方、バックエンドの問題までここで扱うとなると、原子力規制委員会、原子力規制庁の責任・負担、権限が大きくなり過ぎるのではないかと。また、当面は実務的にも多忙な中、新しい機能がどこまで可能か。規制と推進の分離の明確化という観点から、どこまで一般的な原発利用に関することをやるかという議論も残るかと思っております。

(5) 国会の附属機関として組成するという御意見もありました。これは調べてみますと国会事故調の場合は設置法を新たに設定して、国会に設置する。権威の高揚等はあると思いますが、立法機関内に行政機構的なものを持ち込むという議論になるのかなということで、消極的側面として書かせていただきました。

少し戻りますが、14 ページの考えられる選択肢の前文で説明し忘れましたが、組織体制を大きく分けると今、御紹介したような選択肢が考えられるわけですが、機能も複数にまたがっています。一部の委員の先生から、機能ごとに求められる組織の在り方というものが異なるわけなので、例えば先ほど御紹介した i) 平和利用の担保の機能と原子力政策、特にバックエンドの政策を決める機能というのは、別々のここで紹介している組織形態をとってももちろん1つの選択肢だと思えます。

例えば具体的には今、申しました平和的利用の担保とバックエンドに係る政策の企画立案という機能について、前者は監視的な機能を求められるからある組織形態、後者はみずからの実施にまで責任を負うことを考える場合には、違う組織形態というような整理もあり得ると思いますが、他方、そういった機能の差を勘案しても、専門性等々を考えると1つの組織にしておいたほうが良いという判断もあると思えますので、そこも含めて選択肢ということでここでは整理させていただいております。

16 ページの最後2ポツ、これも新しい体制の発足までの対応ということで、新しい体制発足までには検討も必要ですし、実際に法整備等を整備するのも時間がかかると思えますので、現行の原子力委員会については以下の業務は継続していただくことが必要ではないかということで、3つほど挙げさせていただいております。

最後、17 ページ「第5章 まとめ」ということで、経緯を含めて書きまして、その上でエネルギー政策全体は内閣直轄機関ですが、バックエンドの問題、平和的利用については原子力委員会またはその後継組織といったものが必要ではないか。ただ、その組織法上の位置づけ等々については、さらなる検討が必要だということを最後のまとめとした上で、この報告が原子力委員会の見直しの基本的な考え方を示したものであり、今後これを土台として、新しい原子力行政に合致した体制の検討が早急に進められることを期待するというしめくりにさせていただきます。

長くなりましたが、以上です。

○大西座長 ありがとうございます。

ご覧いただいたように、大きく言えば1章、2章で現状の理解あるいは評価を行っている。3章で原子力委員会の見直しの方向性、特に2番で今後とも必要と考えられる機能ということで、どういう機能が現在、原子力規制委員会、規制庁が存在していると新しい体制に部分的になっているわけですが、そこでは満たされないと考えられる機能について3章の2で整理をしている。4章は組織体制ということで、ここは前回の議論で1つには今の段階では決め切れないのではないかとということで、複数の選択肢を提示することになるのではないかとというのが皆さんの御意見だったと思いますので、幾つかの形態について書いている。しかし、それにしても何が整えばその選択肢の中から1つ選べるのか。今でも選べるのだったらなぜ選ばないのかと言われるので、その条件として大きくは原子力政策についての議論というのがまだコンクリートになっていないという認識なので、それが必要だということも挙げているということでもあります。それで今日は議論します。

まず1章、2章の現状認識、歴史、認識、評価あたりの記述について、これは客観的な事実あるいは評価ですから、それに対する評価ということも含まれますが、ここで何か御意見があれば、まずそれを伺って、本題は3章、4章となりますので、できるだけ多くの時間をそこに割きたいと思います。

1章、2章について御発言がありましたらお願いします。

○城山委員 8 ページ「2. 政策変化等の影響」なのですが、要するに原子力委員会の役割がそもそも減ってきたというところで、数十年にわたり原子力発電が浸透してくる中で後退してきたという、そういう書き方なのですが、ここはもう少し丁寧に書いておいてもらったほうがいいのかと思います。つまり、次のページで書いてあるように、今回の震災後の革新的エネルギー・環境戦略のような大枠を決める議論の場が出てきたということはあるのですが、実はこれは今回の革新的エネルギー・環境戦略だけの問題ではなくて、例えばエネルギー基本法ができたとか、あるいは温暖化対策の中で50%にまで原子力の比率をあげるといったことも含めて、外枠で議論するというのは既にエネルギー基本法だとか温暖化対策の中でやられてきたので、そういう中で既に自立性を失ったことがあるので、それらの点についても多分8 ページの下のところであらう触れておいていただいたほうがいいのかと思います。

○大西座長 わかりました。重要な御指摘だと思います。

山地委員、どうぞ。

○山地委員 もうそろそろまとめをする段階だと思うので、細かい点も含めて申し上げます。例えば4ページの(2)原子力委員会の現行機能の2行目に「i)原子力の平和的利用の担保」で修正過程が送られてきたものがありましたね。ここに「的」を入れてありますね。幾つかの箇所「平和利用」というところに「平和的利用」と修正しているのですが、これの意図は何なのでしょう。そこを確認したいです。

○国家戦略室 一般的に平和利用という言葉が原子力政策大綱とかでも使われているのですが、他方、最近でいきましたは原子力規制庁の法案で、今の法律上「平和的利用」というのが法律用語としては使われておりました、文脈でいきますと平和的に利用するという意味では、平和的利用のほうが多分法案のときもそういう議論だと思うのですが、使われているということなので、今回報告書としては新しい法律の用語に統一させていただいたというのが趣旨でございます。

○山地委員 内容については変わらない、法律用語として統一を図ったということですか。

○国家戦略室 はい。

○山地委員 もう一つ、同じ箇所なのですが、4ページ上の4行の整理ではi～ivの機能に分けているのです。一方、図にはざらっと並んでいるのです。これは対応関係がわかるようにしておいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○大西座長 これはこの間つくったものを、そのまま貼り付けたのですね。

○国家戦略室 整理させていただきます。

○大西座長 吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 これは私よく言うのですけれども「我が国」というのがこの文書では多くの場合「日本」と言いかえて通じています。「我が国」には、おおむね2つの用法があって「日本」と言いかえるのか「日本政府」と言いかえるのかという問題で、我が国というのは「日本」ということに限定をして、例えば5ページの最終行の「我が国は」は「日本政府」ですね。だからその辺を区別したほうがいい。政府のことは政府あるいは政府+国会の場合には「政府・国会」とか、そういうふうに分節化したほうがいいと、いつも言っているところであります。

それと、6ページから7ページの初めなのですから、この文書というのは私たち有識者会議が主体性を持って決定するものですから、エネルギー・環境会議のちょっとわかりにくい文言とか、それを引き写す必要はないような気がしています。ですから6ページの最終行で「原発依存度の低減を図る一方、再処理事業に取り組みながら関係自治体と責任を持って議論するという極めて困難な」という、主体性がないような引き写した表現で、原発を減らして行ってゼロにするというなら核燃料は要らないわけですから、プルトニウムもゼロにし、再処理もなくすということになり、そこが当面の矛盾ではないかと指摘さ

れているわけですがけれども、そういうことについてもう少しクリアーに書けないのか。再処理事業に取り組みながら責任を持ってではなくて、再処理事業についても整合性ある原発依存低減と整合性のある政策の確立を目指すとか、例えばそんな表現にならないのかなという気がいたします。

とりあえず以上です。

○大西座長 他にありますか。浅田委員、どうぞ。

○浅田委員 文言も含めて細かなところということで私も少し気になった点がありまして、2 ページですが、下から4行目あたりの省庁再編の部分ですが、文言ではないですが、科学技術庁から内閣府に原子力委員会の所管が変わったということも触れられたらいいかかと思えます。そこで言及されている事務局機能の縮小という点と関連しているとは思いますが、所管の変更という点が外形的には大きな変化だと思えますので、その点に触れられたらよいと思えます。

6 ページ、これは本当に技術的な話なのでありますが、6 ページの一番上の行の NPT に加入しというところですが、日本は加入という形をとっていませんので、厳密には間違っていると指摘されるかもしれません。加入という言葉に代えて、批准という言葉を使用するか、いずれにしてもそのあたりの文言を変えられたらいいかと思えます。

同じページの8行目の国際プルトニウム指針が採択され、というところですがけれども、どこで採択されたかということも含めたほうがいいと思えます。IAEA 理事会であったかどうかは覚えていませんが、IAEA でということは入れられたらいいかと思えます。

とりあえず以上でございます。

○大西座長 ありがとうございます。

他に御指摘ありますか。

○山地委員 今、吉岡委員が御指摘されたところ、6 ページから7 ページにかけてのところですがけれども、これは現状認識で「3. 原子力政策を巡る環境変化(原子力政策の転換)」ということなので、エネ環会議の革新的エネルギー・環境戦略でどう言ったということがわかるというような書き方をして、この会議での判断というのは、そうだというのわかるように表現したほうがいいと思えます。

そういう意味では、6 ページの例えば下から2つ目のパラグラフ「2012年9月14日、政府は」から始まるものですがけれども、「こととした」となって、このパラグラフの下から3行「その実現の過程で、安全性が確認された原発はこれを重要電源として活用する一方で、40年運転制限を厳格に適用すること、原発の新增設を行わないとすることで、従来の原子力発電の利用は推進から縮小へ向かうこととなる」と言うと、この表現だけとると「こととなる」を主張しているようであるのだけれども「とされている」とか、先ほどの吉岡委員が言われたところも「困難な課題に取り組んでいく必要がある」という7ページの文章はそう終わっているものですが、これは「とされている」とか、そういう客観的な書き方にしたほうがよろしいのではないですか。

私は現状エネルギー政策の中で原子力をどうするかということは、まだ議論の最中だという意識を持っていて、革新的エネルギー・環境戦略ではこう書かれているということ、これを淡々と描くというのが、本来の趣旨ではないかと思うのです。

○大西座長 法律はまだ残っているわけですから、まだ議論が続いているのは間違いないわけですね。

それでは、今までのところで私としては御指摘は、今の点を除いてごもっともだと思いますが、今のところについても山地委員がおっしゃったような客観的な記述で、誰が何を言ったということを明確にするというのが、この2章までの役割というスタイルでまとめたいと思いますが、よろしいですか。吉岡委員、そういうことでよろしいでしょうか。

○吉岡委員 結構です。

○大西座長 では、それ以外の2章までについてありますか。

○伴委員 これは後とも関係してくるのですが、核燃料サイクル、廃棄物関係のバックエンドという表現になっているのですが、平和利用等々のことで考えていくとウラン濃縮という言葉がどこかに出てきますが、それも入ってくるので、ここはバックエンドだけではなくてしまうのです。ですから、その濃縮の部分も含むような用語で統一していただきたいと思います。

それと5ページなのですが、iv)あるいは4ページにもそのivがあるのですが、縦覧性を確保し、これを一元的に説明するという機能があるとなっています。これまで一元的に説明したとありますが、一体何をもちょうういうふうな表現になっているのか、具体的なイメージがつかえません。いろんな情報を集めてきて、例えば原子力白書をつくるであるとか、政策大綱ができればそれについて各ところに説明するというのがあるのだけでも、その時々々の決定文書等々は各省庁がこうなさいとか、電気事業者がこうにすることが期待されるとか、こういう書き方であって、原子力政策について何か一元的に説明をしてこられたような記憶がないのです。この意味合いが理解しかねるということです。この図2もi～ivに従って整理したときに、説明責任を主体としている機能はどこのところが浮かび上がってくるのかが見えないので、書かれた方は説明していただけますでしょうか。

○大西座長 ウラン濃縮については、それを含んだような表現に必要なに応じてすること、ことのできたいと思います。

それから、今の一元的な説明について左側の4ページの図との対応関係でいくと、特にどこになりますか。

○国家戦略室 一元的説明責任主体、もともとイメージしていたのはまさしく政策大綱とか原子力白書とか、そういういろんなものを1つに取りまとめて、それを取りまとめ主体として対外的に公表していくということですので、この図2との関係で言えば、一番上の原子力政策大綱の策定及び下のほうにいきますと情報収集整理のところに書いています統

一的な原子力関連情報の収集整理という原子力白書の発行というのが縦覧性の確保。これらを対外的に説明してきている。

もう一つは国際的な観点でいきますと、原子力利用の平和的利用の担保のところではプルトニウム管理状況、利用計画の公表と確認。これは1とかぶるわけですが、これはIAEAに原子力委員会の名前で、原子力委員会が取りまとめてそういうものを公表してきているというのが入り得るかなと考えておりますが、特に対外的なところは外務省との整理というのは必要かなということで、後のほうで必要性は書いているというのが、一応ここで書いた整理ですが、そういう意味で一元的という言葉にどれだけの意味があるのかという議論はあるかもしれませんが、ここは落としてもいいのかもしれません。

○大西座長 御主張は落としたほうがいいのかということですか。もう少し補う。

○伴委員 落とした方がいいと思います。

○大西座長 そういうことをやってこなかった。

○国家戦略室 これは別に固執するわけではありませんけれども、近藤委員長が来られたときに、このエネ環戦略に関してIAEAに対して御説明をされて、結局、原子力委員会がそうやってきちんとやっているのであれば納得するということで御理解を得たということが、今のエネ環戦略を理解してもらうことに資する大きな要因であったという御発言もありましたので、すなわち、ある意味では我が国で原子力政策に対するある種の代表性を持って、かつ、主体性を持って発信をしているという御指摘があったので、一元的ということで入れてあります。

もちろん予算を毎年ヒアリングして、取りまとめて縦覧性のある形で、若干ホームページという形にはなりますけれども、一応我が国政府の中できちんと予算のオールパッケージはこういう形だというふうに提起をして、世の中に提示しているという機能はあって、それを代替する組織は今のところ行政機関の中には原子力委員会を置いていないという状況はありますので、そういう意味でこういうことを表現した。機能として十分かどうかというのは、御指摘のとおり議論はあるのではないかと思います。

○大西座長 したがって、ここは今のようないことがあるということのを例示的に書いて、一元的というのが強ければ、この表現は工夫するということではいかがでしょうか。

○伴委員 あと、説明責任の機能があるのかもしれないけれども、こういうふうになると他の省庁は原子力委員会任せのようなことになるように受け取られかねませんが、それはそういうふうになっていないと思うのです。若干こだわっているのは、そういうニュアンスのところでは。

○国家戦略室 そういう意味では、一元的というのは各省庁も説明はされておられるので、その辺の書きぶりは工夫したいと思います。

○大西座長 それでは、ここは文言と言っている意味が明確になるような文章にすることで修正します。

浅田委員、どうぞ。

○浅田委員 今のところなのですけれども、私自身は一元的という言葉を残していただきたいと思います。後のほうにも直接関係します。例えば第3章「2. 今後とも必要と考えられる機能」の最後のところで「一元的説明責任主体として」という点がかなり強調して書かれていますね。これは先ほどの部分とつながると思うのです。

各省がいろいろ所掌分野でやられているのは確かなのですけれども、国内においても原子力白書を出されているということもありますし、原子力政策大綱をつくられてきたという点もあります。一元的という表現に近いのではないかと思います。対外的にも IAEA の総会に原子力委員長が行かれて、外国から見ると原子力委員会の委員長が発言するというのは、日本の原子力政策はどうなっているのかということ判断するうえでかなり重要な指標だと思うのです。そういう意味では一元的という言葉は私は残していただきたいと思います。

○大西座長 ここは現状まで果たしてきていることの整理でありますので、一元的ということについては先ほどのいろいろな政策が関連して出てきていて、原子力委員会がそれを全部束ねる状態に今なっていないということは整理されているわけです。そういうことに対応した表現で一元的ではやや強いのかなという気もするわけです。

浅田委員御指摘の終わりのほうの政策については、これはむしろそのところを一元的にするべきだと、場合によってはそういう表現ができるので、その現状のところの整理と政策の提案的のところは区別して考えるということではいかがでしょうか。前段のところ、5 ページについてはいろいろ御意見があったので、どういうことをやってきたのかということ少し詳しく説明するというので、それにどういう形容詞をつけるかは次回までにペンディングとさせていただきます。

他に御意見がございましたら。ここは必要に応じて戻っていただくとしまして、本来の3章以降に入ります。

まず3章について、見直しの方向性でなканずく「2. 今後とも必要と考えられる機能」が重要な箇所になるかと思いますが、3章全体について御意見を頂戴したいと思います。城山委員、どうぞ。

○城山委員 12 ページの iii) なのですけれども、現状として機能が形骸化している認識から、だからこれは必ずしも必要ないというところまで一気に行ってしまっているのかという問題があるのかなと思います。現状が形骸化しており必要がないという判断をすれば、それは各省分担体制のほうが良いという案がもちろんあり得るのだけれども、逆に言うと残された機能をきちんと果たそうとすると、ある種、各省間の統合機能を高めるべきだという話もあり得て、恐らくその後の選択肢との関係で言うと、3条委員会だとか原子力庁という選択肢をとる場合には、そこを統合的に担う、各省から持ってくるということもあり得るのだと思うのです。つまり権限を3条機関にしる原子力庁にしる持っていかなければいけないので、そう見るとこの書き方は少し一面的なのかなと思います。

iii) の2つ目の段落で、一定の業務を実施する中で、その範囲で実施することはあり得るとは書いていただいているので、その余地は全く残していないわけではないのですけれども、つまりそういう意味で形骸化しているのではなくすという話もあり得る、分担体制でいくのもあり得るのだが、統合するという選択肢もあり得て、ただし、それには当然プラスもあるけれども、トランザクションコストがかかるというマイナスもあるんだという、そういう書き方をさせていただくほうがいいのかなという感じがしています。

関連してくる表現は、13 ページのところの所掌事務ごとの整理のところ、ここは三が形骸化しており、必要がない。ここはより明確に書かれてしまっている、少しニュアンスを修正していただく必要があるのかなと思います。また、先ほどの2章の9ページの最後のところで、これは私が書いたものを括弧で引いていただいたと思うのですが、要するに各省と原子力委員会の重層的分担体制が機能していないというのは、正確に言うと各省と原子力委員会との多元的体制ということなわけですけれども、燃料サイクルにしる燃料の処分にしるバックエンドの話にしる、こういうところを実効的にやっていくために今のままでいいのかどうかというのは、今回どこまで検討対象に入れるかは別として、選択肢としては考えるべきなので、そのあたりともかかわってくるという点に留意して表現を変えていただいたらどうかと思います。

それから、今の説明だとiii) で言うと3行目のところで、原子力委員会の基本方針策定の役割が低下してきたのが形骸化したもとだから要らないというロジックなのですが、低下してきているのは要するにエネルギー政策全体の中で原子力をどうするか、この役割が低下しています。だからと言って原子力の中でいろんな各省がやっているようなところを統合する機能が低下したかは別問題で、まさにこれは上に書いてあるii) の基本方針の策定の実質化の話なので、つまり多分その原子力とくくられた中のいろんな要素を統合する必要がないということとは別問題なので、ここも論理が違うのかなという感じです。

先ほど議論された説明主体との話で言うと、ここは私の私見なのでどう思われるか皆さんいろいろあると思いますが、一元的説明主体が一元的権限を持っていないということは、クレデビリティがあるのかという問題があるのだらうと思います。つまり、いろんな人がやっているのだけれども、説明はまとまってやっていますというときに、全体を束ねる権限とセットでないところは信用されないというところもあって、これはだから安全の分野で言うと、いろんなところに安全機能を分散していたのを、ある意味では規制委員会というのは統合したわけです。そういう意味で言うと、もはや推進ではないにしる研究開発だとか利用にかかわる話も、ある意味で一元的なボイスをきちんとつくるべきだと考えもあり得ると思うので、そこまで踏み込む必要は必ずしもないと思いますので、そこも若干関連してくるのかなという感じを持っています。

以上です。

○大西座長 ありがとうございます。

統合的な役割ということについて、大きく言うと平和利用とかバックエンドの濃縮を含むそういうことについて、専門性を持った役割が要るということを述べているわけですが、一方で統合的な役割について、やや消極的なスタンスだけれども、確かにおっしゃるように組織形態でオプションを示しているわけで、そのオプションの中ではまさにこういうことを意識して選択するオプションもあるということなので、そこと対応させるような記述にすることになるのだらうと思います。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。

10 ページの最初の数行ですけれども、量子ビームテクノロジー、これは加速器を指すものだと思うのですが、それと核融合もそうですが、何でこれが原子力に含まれているのかというと、アメリカで原水爆やっていた科学者がこういうところにも進出して、ふんだんな予算枠として原子力委員会のお金をもらっていたからそうになって、日本でもそうなったのだけれども、3.11 以後は余り原子力の枠でいくと没落するリスクが高いという、例えばそういう議論がありまして、核融合関係者、私は元物理出身ですので、いろいろ親しい人はいるのですけれども、科学技術の枠に傾斜したいとか、例えばそういうような原子力枠ではじり貧だという議論も聞かれるので、こういうものについてはもう少し原子力だという書き方は余りしないほうがいいのではないかと。原子力枠でなくても、あるいはないほうがいいのかも。そこもまた今後の政策の検討対象なのだと思います。

それと核燃料サイクルという言い方は非常に曖昧ですので、先ほどの伴さんのウラン濃縮はどうなのかとかにも関わりますが、ウラン濃縮、再処理、最終処分とか、そういうふうに個別の主要事業に分けて書いたほうが非常にはっきりする。また、核燃料サイクル政策と言うと循環的利用の概念が日本では強過ぎて、しかし、核燃料政策というようにサイクルを外した場合に別の領域が例えば見えてきて、一例を挙げれば福島で建屋内の空中に浮かんだようなプールにたまっている使用済核燃料をどうするかとか、これは核燃料サイクル政策という議論ではやや議論しにくいものだけれども、核燃料政策と言った場合にはサイクルを捨てることによって見えてくるものがあるので、これも個別に分けて書けば、リストにすればより明瞭になるのではないかとというのが言葉の問題としてあります。

別の論点ですけれども、原子力規制委員会との関係で言うと、原子力規制委員会のミッションとしては平和的利用の確保のための規制ということになります。それに対して原子力政策というのはもう少しマクロに全体としての平和利用の確保に関わる政策の進め方をどうするかを見るべきです。たとえ規制委員会が合格としたものでも廃止をしていくとか、例えばそういう大きな政策というのはあり得ると思いますので、そういうことを原子力委員会がやるんだというふうに、だから原子力委員会の平和の目的に限りというのは別に規制だけではなくて、より大きな枠組みでやるんだと理解しております。そうでないという議論があればまたお願いしたい。

最後ですけれども、12 ページ、ii) の最後のパラグラフで「経済的計算が成立しにくい超長期」はないほうがいいのではないかと。特定のものを思い浮かべてしまいますので、単に超長期としたほうが、より広い枠組みになるのではないかと。

とりあえず細かい文言では以上です。

○大西座長 今おっしゃった2点目は、具体的にはどこのところですか。平和的利用です。

○吉岡委員 それは、具体的にこれを変えろというわけではないけれども、理解としては私はそのような規制委員会との分担関係ということについて理解を持っているので、それをどこかに書いた方がいいのではないかとということです。

○大西座長 わかりました。

伴委員、どうぞ。

○伴委員 まず1つ目ですが、11 ページの目的のところ原子力基本法に手を入れたらどうかという案が出ていますが、その理由として、政府のエネルギー政策が原発に依存しない社会の実現を目指すということであればということになっているのですけれども、これまでの原子力の歴史と流れを見てくると、今は、特にエネルギーの観点から見ると原子力は特別な存在ではなくて、エネルギー基本計画の中の1つとして扱われてきているわけです。もう少しきな臭い話をすれば、今のところどの政党も縮あるいは脱原子力だという話になってきているわけで、そうすると原子力を推進するということが全面に掲げられている基本法は、時代遅れになっているのではないかと思います。

したがって、単にゼロにしていく場合には基本法の改正が必要というよりかは、原子力がエネルギー全体の中の一部門というようなことになって、特別に原子力を推進するという法律は要らなくなっていると私は思いますので、この理由のところをもう少し工夫していただいて、これは別に1つの提案として書いてほしいと思います。

12 ページ、iv) のところ、私はやはり「一元的」にこだわっているところがあるのですが、その原子力委員会あるいはその後継の組織はどういう形になるかわからないけれども、それが例えばエネルギー政策は別のところで決めます。所掌事務から外れていく。各省庁にまたがる政策の調整も基本的にはもういいのではないかと。お金のことも必要ない。こういうふうになって整理されてくると、もちろん残った機能、平和利用の担保であるとか廃棄物の問題であるとか、そういう機能についてきちんと説明する責任はあるかもしれないけれども、原子力利用全般に対して一元的に説明するという責任は生じてこないのではないかと。

あるいはこれを残しておいても、結局は各省庁から情報を集めてきてということにしか過ぎないわけで、とても一元的な説明主体になり得ないのではないかと思います。私はこの機能を、縦覧性の確保ということについてどうかなとも思うのですが、特に説明主体というのは要らなくて、むしろ例えばエネルギー政策の中の原子力発電ということについては、経済産業省が一元的に説明すべきだと、そんなふうに整理すべきだと私は思います。

○大西座長 今回の点はかなり大きな点で、先ほどこの後の4章の組織のところとリンクすると申し上げて、それはそういうことだと思うのですが、統合的機能は恐らく現行あるとしている政策調整、予算関係経費の取りまとめとか、こういう役割と深く関係していると思うのです。何の取りまとめの実態もなければ、一元的に説明することもできないわけですから、そうすると特に経費の取りまとめなんかの役割とリンクしていると思うので、こういう機能を残す必要があるのか、それともそれぞれ担当のところで個別にやればいいのか、そういうふうにするのか、そこは場合によっては組織というものの4章の提案と関連させて整理をして、しかし、最終的選択は組織の選択として、統合性が強い組織を選択するのだったら、その根拠として統合的機能が重要だという判断がある。そういうような書き方にすることも考えられると思うのです。これは次回までにそのところはクリアーにしたいと思います。

○国家戦略室 1点だけ。この委員会のマンデートがありますので、それだけはもう一回確認をさせていただきたいと思うのですが、いわゆるエネ環戦略の中で決まっておりますことは、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするように、あらゆる政策資源を導入するということが方針でありますので、したがって、その方針の中でどういう議論をして整理がつくかということが、この委員会のマンデートでありますので、本当に原発を具体的にいつ停止してしまうとか、そういうことをイメージしながら組織論を議論するというようなことではありませんので、その点はぜひ御理解をいただければ大変ありがたいなと思います。

したがって、この原子力基本法との書き方も、御指摘のように若干奥歯にものが挟まったような言い方をしている、あるいはエッジが立っていないという御指摘があるかと思うのですけれども、そこも基本はそういう大枠の中での議論だと。そして、原子力政策そのものについては今、別途新しい原子力政策を確立するというところで、経産省及び文科省を中心に、特に核燃サイクルを中心とした検討が進められていると思いますので、そこの対応関係の中で恐らく原子力委員会の見直しについても当然、影響を受ける部分が出てくるわけでありまして、そのニワトリと卵の問題を放置しておくと議論が進まないこともありますので、エネ環戦略の大きな枠の中で可能な限りにおける検討をするということでございますので、御理解いただければと思います。

○大西座長 だから今のところは、奥歯に物が挟まったというのは11ページのど真ん中のところですね。「この目的については」から始まる文ですが、これは今まさに選挙が行われていることを含んで考えていくと、こういう奥歯に物が挟まった言い方も理解かできるのですが、そうでなくてエネ環戦略の民主党政権の方針の中でこれをつくるということになれば、もう少し踏み込んだ表現になるのだらうと思います。つまり、今の方針については2030年代に依存をやめるということなわけですから、それは明らかに原子力基本法の趣旨とは相いれないと私は理解するのです。

○国家戦略室 そういう意味では現在のエネルギー・環境戦略、今これの前提になっているものは原発に依存しない社会の1日も早い実現ということで、一応その文言を引いてい

るつもりです。2030年代原発ゼロというのは、それを可能とするような政策資源を投入するというので、それ自身は目的化されていないので、政策資源を投入する目標ではあるのですが、言葉としてはこちらの言葉を使うほうが適切なので、この点で御指摘を受けるとすれば「ということであれば」というのは、もしかしたら言葉としておかしくて、戦略で決まっているので「これに基づけば」が正確な書き方になるのかもしれませんが。

○大西座長 よくよく原子力利用の範囲とかカバレッジを認識した上で、この基本法等の対応関係のところは叙述しなければいけないと思います。工夫は必要だと思います。

○伴委員 私はこの言葉をとってほしいとか、そういうことを言っているのではなくて、これにプラスして、これまでの流れから来ると原子力は特殊なものから他のエネルギー電源の中の1つという流れになっている認識も書いてほしいという意味合いです。

○大西座長 そこは重要なポイントとして、少し今日の議論を踏まえて次回提案して、そこで最終的に決めることになるのだろうと思います。

山地委員、お願いします。

○山地委員 先ほど吉岡委員が触れられたところです。10ページの上のほうの原子力行政の特殊性の「核燃料サイクルや量子ビームテクノロジー、核融合」というところですけども、ここで高度な専門知識も要求される。それはそうなのですが、別に原子力に限らずナノテクでもバイオでも高度な専門的知識は要求されるわけで、確かに我が国の原子力を始めた1950年代においては、原子力関係の知識は割と特徴的に、特殊的な高度な専門的知識というものがあつたと思うのですが、現時点でここまで書く必要があるかどうか。私は後の論理展開から言っても、技術的知見の専門性は特に取り上げなくても論理は展開していけるのではないかと思います。だから、これは従来に従って書いたということなのでしょうけれども「また」以下の2行は取ってもいいのではないかと私は思います。あつても別に特に抵抗はないのですが、取っても多分いいのではないのでしょうか。

それから、核燃料サイクルの高度な専門知識って一体何を意味しているのか私は本当はぴんと来ないところはあります。割と曖昧な提案ですけども、私はこの2行に関しては取ってもいいのではないかと考えています。

もう一つ、先ほどから議論になっている12ページから13ページにかけての一元的説明責任主体というところですけども、これは文脈から言うと内外に丁寧に一元的に説明するということとともに、社会的受容性との関係で展開してきているわけです。

ただ、それはわかるのですが、13ページの上の2行の表現「原子力行政への信頼が必須条件であり、推進や規制という立場から独立した機関が、信頼回復に向け国民への説明責任を果たすことが期待される」と書いてあるのですけれども、これは随分オープンエンドの話で、推進や規制という立場から独立したというのは、具体化すると一体何を意味しているのか。ここはよくわからないところなのです。だからどうですか。この部分も具体案の提案ができないことをオープンエンドに書いてしまうということに関して私は抵抗を感じていまして、必須条件であることは確かですが、必須条件には、原子力を進めるなら

ばという前提が何となく入っているような気もいたしますし、どうなのでしょう。面倒なところはカットしてしまったらどうかと思うのです。もしここを書けば具体的組織として推進や規制という立場から独立した機関というのは何を考えているのか、言わないと無責任ではないでしょうか。

○大西座長 ここは事務局に説明をしてもらいましょう。

○国家戦略室 12 ページの下から社会受容困難性があるというところは、和気委員、伴委員から国民への説明の重要性というのは今の原子力委員会でも指摘されたので、ここは何か書く必要があるかなということで書いております。

御指摘の推進や規制という立場から独立した機関がというのは具体的には何かというと、原子力委員会は規制、推進という枠を離れて何か客観性を持った機関がというのを漠然と、十分詰めてこういう機関である。ましてや組織の定義がまだ選択肢が決まっていない中では、こういう書き方が具体的に何かを示しているというのではないわけで、今の御指摘を踏まえればこの部分を削除ということはあるかと思いますが、この部分で言う国民による原子力行政への信頼が必要で、そのための説明責任を果たすことが期待されるというのは、先ほど言いました両委員から、今後もこの機能は必要かなという御意見があったという認識で書き込んであるというものでございます。

○大西座長 ここはそんなに決定的な文章ではありませんが、いずれにしても推進や規制という立場から独立した機関というものが全体をわかりにくくしているということであれば、この箇所を削除することにしたいと思います。

浅田委員、どうぞ。

○浅田委員 ありがとうございます。

先ほど来、問題になっている一元的な説明責任主体という部分ですけれども、座長おっしゃったように先ほど議論した部分は現状の議論であって、ここは今後ということなので、必ずしも形容詞が同じでなくてもいいということをおっしゃって、私もそれで結構かなと思ったのですけれども、ただ、この 11 ページの 2 ポツのタイトルを見ると「今後とも必要と考えられる」ということで、現状とかぶっています。これは表現だけの問題ですが、若干表現を変えないといけないのではないかと思います。

それと同時に 12～13 ページの iv) の部分で、現状が一元的な説明責任主体としては不十分だということで強化すべきだというあたりをもう少し書かれたほうが、趣旨がわかりやすくなるのではないかと思います。この点については異論があるかもしれませんが、私自身の考えとしてはそういうふうなことで、そのあたりがわかりやすくなるように修正していただければと思います。

○城山委員 ちょっと細かい点ですが、10 ページ 1. (1) の特殊性のところなのですが、監査的機能のところ、ここは社会的受容性の問題との関係で監査的機能を書かれているのですけれども、平和的利用の担保という話もある種の監査的機能なのかなと思うので、ちょっと表現を工夫して入る形にさせていただくのがいいのかなという気がいたします。

それから、先ほど山地委員がおっしゃられていた点なのですが、私も必ずしも技術的知見の専門性というのは要らないのかなと思いますが、他方、この平和的利用担保云々かんぬんとも絡んでいきますが、要するに原子力の技術というのは国際社会も含めていろんなステークホルダーとの関係があって、ある種の知識の継続性が必要だという面はあると思います。それは必ずしも技術的専門知識ではなくて、もう少し政策的専門知識の継続性が必要だみたいな側面はあるので、そういう側面はこの行政継続期間の長期性との関係で少し触れられるのであれば、逆にそういうことを追加しておいていただいたほうがいいかなという気がいたします。

○大西座長 今の点は先ほど山地委員のところで答えというか、コメントし忘れてましたけれども、核燃料サイクルそのものの技術的な専門性とか、あるいは地層処分等、非常に長期にわたる処分のあり方についての専門性というのは、不要ということではよろしいのでしょうか。

○山地委員 技術は言い出すと全部高度な専門性が必要なので、原子力行政の特殊性と書いてあるので、高度な専門知識を要求されるということを特殊として書く、特にアンダーラインして書いてあるではないですか。そこまで特別に指摘すべきことかなと。要するに原子力を始めたときにはそういう意識はすごくあったと思うのですが、現時点でそこまであるかなという、他の技術分野も共通ぐらいではないか。ただ、核不拡散上の機微性とかそのために技術の管理が必要とか、そういう特殊性はあると思います。

○大西座長 書き方のイメージが浮かびませんが、御趣旨はわかりました。

他いかがでしょうか。和気委員、どうぞ。

○和気委員 今の点に恐らくかかわると思います。技術的知見の専門性という言葉が持っているイメージのなかには、たしかに研究者レベルの先端的技術の専門性という意味があると思いますが、社会的な技術としてすでに原子力が国民社会のなかで利用されているという実態に対して、それをガバナンスする体制を含む総合システムとしての技術の専門性という点では、特殊的であるという認識は妥当な感じがいたします。

加えて、既に原子力技術が社会の中で利用されている状況で、しかもそれが過酷事故を起こしてしまっている悲惨な現状において、技術への不信感や原子力利用への不安感が払拭しきれずにいる、さらには事故の終息への長い道のりを考えると、原子力技術の特殊性を意識せざるをえません。

次に、こういう状況下で、不信感や不安感を少しでも緩和できる織体なり会議体なりとはどういう形で存在するのがいいのかということ、国民の目線から考えますと、原子力利用をめぐる政策課題などについて一元的に発信する機能をもった独立的な第三者会議体が、政府あるいは国会の中に存在するということが意味があるのではないかと思います。一元的という言葉がいいかどうかは自信はありませんが、一元的な説明責任を負託された何らかの主体があるということは、今の時点では重要ではないかと思えます。

○大西座長 全体の文脈としては、今おっしゃったようなものの安全にかかわるところは既に、まだ完全ではないかもしれないけれども、規制委員会、規制庁という格好でできている。これからの原子力をどうしていくのかという、言わば原子力政策については、これはまだかたまっているとは言えないので、政府中枢レベルでの国会を含めたきちんとした議論が必要だ。言わばそういう体制が整ってくるということも受けて、何が原子力委員会あるいは後継組織が果たすべき役割かという整理をしているのです。そうすると一元的と言っても全部は含まないということですね。

他にございますでしょうか。今、おっしゃっていただいたことを少し事務局でまとめていただいて、何かございますか。

○国家戦略室 1点だけ、経産省か文科省にも技術的知見の専門性のところについてのトーンを下げるという件ですけれども、恐らく原子力について理学的な専門性に対するフロンティアは後退していると思うのですが、他方で工学的な専門性については、場合によって今まで以上に非常に重要になってくるという見方はできると思うのですが、これで技術的専門性が落ちてしまうと、工学的な技術専門性も原子力政策を語る上での特殊性から除外されていきますが、そういうことで本当に大丈夫かどうかについても申し上げただけならば。

○大西座長 どうぞ。

○経済産業省 経済産業省でございます。

現状の核燃料サイクル技術、ピューレックス法とか湿式再処理というものに対する技術性という意味では、かなり民間事業者も取得しているところはあるかと思うのですが、原子力委員会のほうでいろんなオプションの御議論を今までできていただいています。乾式再処理でございますとか、最終処分にしてもガラス固化体などの評価プラス今後はいわゆる直接処分の研究も入っておりますので、そういった意味で新たな技術的知見ということに対する専門性を持っていただくような場はあったほうがいいかなというのが、直感的な回答で申しわけないですが、そんな感じはしてございます。

○文部科学省 文部科学省でございます。

今のお話でここに技術的専門性というのを書かないと、技術的な検討が排除されるかのようなお話があったのですが、本当にそうかなという感じがします。技術的な検討というのはいずれにしても何らかの形で行われるのかなと思いますが、ただ、先ほどどなたか委員がおっしゃったように、例えば科学技術の分野で言えばいずれの分野においても技術的な専門性というのはございますので、そういった意味で原子力だけが特殊性があるかということ、必ずしもそういう点から見るとそうでもないかなという感じはいたしております。

したがって、私どもの観点からすると、この技術的知見の専門性というものがここに書いていないと、どうしても困るということでもないのかなとは思いますが。

○大西座長 この文脈的には長期性と専門性があるので、安定した専門家を含んだ何らかの機関が必要だという結論に結びつける記述なのですね。だからこちらがなければ長期的に原子力の利用についてウォッチしていく機関はできるのだけれども、例えば委員会ができたときに委員会の構成というのは専門性というのは余り重視されないことになるのですね。現行の原子力委員会は専門性が重視されていることになっていると思います。

○山地委員 どう言ったらいいのですかね。重要でないと言っているつもりはない。ただ、特殊性という書き方をすると、技術的に高度な専門知識が要するというよりは、先ほど城山委員がおっしゃったことでしょうか、要するに核不拡散とか安全保障のために技術管理をしなければいけないのです。それをむしろ入れ込んだほうがいいかもしれません。一般的に原子力だけが高度技術だと言うのは無理なのです。他の技術だってもちろん高度な専門性を要するわけです。

○大西座長 わかりました。ちょっと御意見を踏まえて、ここは記述の工夫をすることにさせていただきます。

大体議論が出尽くしたように思いますので、では4章に行きます。増田委員、お願いします。

○増田委員 要するに第4章の組織の見直しというのは第3章がほとんど議論の全てだと思うのです。第3章がきちんと十分にこなされれば、自ずから組織の在り方というのは落ち着くのだろう。

ですから5回ほど今回議論をここでしてきましたけれども、第3章の見直しの方向性のところが、本当にこれだって決まった上でないと正直私としては第4章を書きたくない気持ちがあるのです。体制の見直しの選択肢をどうしても書かなければいけないというミッションなのかどうか。先ほど審議官から話があったけれども、民主党政権下でエネ環会議などが存在し、そこでの話のもとでこの原子力委員会のあり方の見直しをする。そういう外枠が決まっているというように、エネ環会議などの存在を前提にするのはそれはそれでいいと思うのですが、総合科学技術会議のような科学技術の司令塔のあり方の見直しをすると民主党は謳っているわけで、しかも、ほとんどその寸前まで行って前の国会では時間切れのような形になりましたのですけれども、そこが科学技術予算の調整などをどうするかを見ないと、実は第3章は最終的に決まらないのではないかと思うのです。

選択肢としては、ここに幾つかの案、3条委員会、8条委員会、原子力庁等々書いてあります。第3章が決まることを前提にいろいろと注釈を書きながら、日本の行政組織はそんなに20も30も選択肢があるわけでもないのだから、これらを代表例として書いてもいいと思います。第4章で組織のそれぞれのところの次に書いてある優位的側面とか消極的側面ですけれども、これは組織の評価そのものであって、実は最終的に組織をどこに決めるかというのは、ここは非常に重要な部分になると思うのですが、これを今、書く必要もないし、ここに書いてあることは非常に平板で、これは十分に厳密な評価となっていない。申し上げたいことは、第4章はなくていいのではないかとも思いますけれども、選択肢を

あえて書くというのであれば、全体はもっと簡単な記述で、一つ一つの評価をする部分、この優位的側面、消極的側面は要らない。どうしても書くのであったらここはもっと議論を重ねて厳密に書かなければいけないと思います。

○大西座長 ありがとうございます。

他に4章関係で、山地委員お願いします。

○山地委員 私は今回、取りまとめるのは論点整理ということだと思いますので、考えられる組織の選択肢という形で情報提供があることはいいと思うのですが、ただ、大事なことは14ページ前段のところで先ほどの説明でも後から説明されましたけれども、要するに原子力委員会が担っていた機能のどれをどういう組織に持っていくのか。やはり機能との関係というものを整理できるものなら整理したいですね。

それがなくて単に8条委員会、3条委員会、原子力庁と並べていくと、全部そこへ持っていくような感じに見えまして、我々が議論したこととも違っているのではないかと思います。前段のところで書いてはありますけれども、これをもっと丁寧に書いて、書き込めるもので評価ができるものなら、8条委員会ならこの機能についてはどうこうという書き方が望ましいのですが、まだもう一回あると思うのですけれども、できますでしょうかということに懸念がありますので、考えられる組織として並べておいて、しかし、機能に合せてどの組織体が望ましいかという程度の記述しかできないのではないかと思います。

私もこの優位的側面、消極的側面というのは現状では増田さんおっしゃったように、私もちょっと乱暴過ぎると思います。平和利用への担保というところも原子力規制委員会とか原子力規制庁に移管だと親和性が強いと言うけれども、いろいろ異論もあると思います。

それと確認だけの質問を1つだけさせていただくと、私は自分の理解や知識が足りないもので、16ページの下のほうで発足までの対応で3つぽんぽんと書いてあるのですけれども、真ん中の法律上の意見提起業務の継続という記述のイメージがわかなかったのです。もう少し私にもわかるように書いていただければと思います。

以上です。

○大西座長 今の最後の質問のところについては。

○国家戦略室 そういう意味だと、4ページまで戻っていただいて図2に機能と業務を整理した表がついておりますが、一番下にその他の法定業務を書いておきまして、それぞれ法律に基づいて意見を出したりするところを実はまとめて書いてしまったので、もう少し丁寧に書きたいと思います。

○大西座長 城山委員、どうぞ。

○城山委員 今、議論になっている点ですけれども、なかなか難しいのは3章で論点をかなり整備しているのですが、ここにも選択肢が残っている部分があって、必ずしも1つに決め切れていないところで、そうすると4章を書くときには多分どの観点からどう評価するかということ、ある程度分けて書かざるを得ないのかなという感じがしています。

その上での発言ですが、4章のところでこれは山地委員おっしゃったように、あるいは国家戦略室自身が最後に説明されましたけれども、どの機能をどこに持っていくのかという話はセットなので、だから前書きとして必要なのは、つまり選択肢とは言いつつ組み合わせもあり得るという点です。ただし、組み合わせること自身のマイナスということを考えて統合するという選択肢もあり得るのだけれども、組み合わせもあり得るということは多分触れておいたほうがいいのかと思います。

その上で各選択肢、ここで言う選択肢のプラスマイナスをどこまで書き込むかですけれども、確かに今、書かれているところは若干形式的なところで書かれているところがあって、むしろ3章で議論した機能との関係で書けることを余り詳しく書き過ぎるとぼろが出るので、ある意味で最低限のところをきちんと書いておくことが重要なのかなと思いました。

その上でこれは多分いろいろ議論があるのかもしれませんが、私が理解している範囲で言うと、例えば8条委員会で行うことのメリットは、8条委員会というのは要するにアドバイス機関なので、ある種の監査的機能には向いているところがあるのだと思います。これは平和利用の担保の話もあるし、国内的な話もありますが、多分そういう問題プラスありますけれども、他方、先ほど議論させていただいた政策の統合的管理みたいなところというのはそんなに強くない話になってくるのかなと。

他方、3条委員会、原子力庁というのは、これらはアドバイスではないので権限を与えなければいけないので、従来アドバイスだとされてきた部分のうちどこを権限として切り取るかという話が出てくるのだと思います。そうすると多分統合的機能のある種の部分は権限として切り取らざるを得ない話になってくるのですが、アドバイスは権限ではあり得ないので、そういう意味で言うと平和利用の担保だけが権限になるのかということ、それはなかなか難しいと思うので、そういう意味で言うとある種の実態的な部分を持つてくるというのが3条委員会か原子力庁のプラスでもあり、ある観点から言うと抱え込み過ぎでマイナスだということにもなるかもしれないというのが、大きな論点なのかなと思います。

あとは既存機関との関係のところでは、先ほど山地委員から御疑問もありましたけれども、規制委員会に持っていくというのは、現実的にそこに持っていけるかというのはなかなか難しい要素はあるのだと思いますが、ある種の権限を持った独立性のある機関という側面はあるので、そこに独立のチェック機能を平和的利用の担保について与えるということはある程度ではないと思いますが、でもそれはそこでなければできないかということ、8条機関のようなところでも今のままだでも平和利用の担保、チェック機能ができるので、例えば書き方の問題で言うと親和性みたいな話で、ここだけで書き込むとかなり違和感がある話だと思いますが、8条機関として残す場合にも平和的利用の担保的な部分は多分プラスとして書けると思います。いずれにしても個別の中身は多少議論しないといけないのだと思いますけれども、機能とのかかわりで議論してきたので、その関係でど

ういうメリット、デメリットがあるかということになるべく簡潔に書くことが必要なのかなという感じがします。

○大西座長 吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 5つの選択肢ということでとりあえずその決定は先送りと理解したのですが、3章に書いてある内容から言えば、大組織をつくって事業をやるということは少なくとも除外されると思うのですが、原子力庁とかそういうような話を聞くと、それが変なものに化けるかもしれないという、つまり核燃料事業を国有化するとか、そういう方向すら入ってきてしまう余地を残すというような気がするのです、その辺は大組織にするという、現業組織にするという認識はないぐらいの感じのことは書いておいて、横並びよりもそういうニュアンスを持たせたほうがいいのではないかと思います。

それと(2)ですけれども、これも先送りなのでしょうが、一応、原子力委員会設置法は残って、委員も恐らく改選が行われる。1月5日で委員の任期が切れるそうなのですが、法律が残るのにこういう書き方というのは高飛車というか、法律に書いてある機能は残るわけですから、「特に」という表現を残したい機能に添えるとか、そういうふうにもう少しニュアンスを弱めて書いたほうがいいのではないだろうかと思えます。

○大西座長 ありがとうございます。

浅田委員、お願いします。

○浅田委員 15ページの(2)と(3)なのですが、いずれも国家行政組織法の第3条に基づくもので、一方は原子力規制委員会と同じ委員会で、他方は金融庁と同じ庁ということで、門外漢からすると、ややこの2つの違いというものがわかりにくい恨みがあります。規制委員会の場合、委員会が独立してあるという点が大きいとは思いますが、この2つの違いが(3)の特徴の2つ目のところで1行で書かれておられまして、3条委員会と比較した場合により実務的な行政事務を実施ということが書かれておるのですが、これだけではややこの2つの違いがよくわからないところがありますので、注でも結構です、もう少し敷衍して書いていただければわかりやすくなると思います。

○大西座長 私も原子力庁設置というのは、この議論の中で誰かの発言で出てきたのかなと思ったりするわけですが、ちょっと全体をまとめてみると、3章のところでは幾つかの機能が必要だということにしているのですが、特にその中で平和的利用の担保ということと、バックエンドだけではありませんが、廃棄物なり原子力発電のプロセスの管理という、その2つについては必要だろう。それ以外の政策の統合性とか、あと2つありましたけれども、それについては少しファジーといいますか、選択肢がついているわけです。

それで城山委員がまとめてくれたように、最初の2つについては8条委員会でも対応できるのではないかとということで、政策をリードしていくことになるとうち少し強い組織となるのです。だから全体として今、強く言われているのは政策を統合して推進していくという機能よりも、平和的利用なり原子力の核燃料の管理というところに非常に大きなウェイトがある、必要性があるという議論だったと思うのです。

それにふさわしい書き方として4章に少しめりはりをつける。ただ、4章については増田委員の御指摘もありましたように、この段階で余り細かく書いて、相当議論が進んでいるということがメッセージとして伝わらない方がいいのではないかとということで、少し基本的な記述にするというのが選択肢としてあり得ると思います。ただ、優位性、消極的側面について少し整理をしてくれというものがありませんでしたので、採用するかどうかは別にして、そういう整理を次回までに多少行うということで、次回の議論に供したいと思います。

最後に5章のまとめのところで、これは時間がないので、もしここについて、今のような議論を踏まえて何か特段ありましたら、事務局に御連絡お寄せいただきたいと思っています。1章から4章までも御連絡をいただきたいと思っています。

次回が12日になっています。なるべく早い時期に今の案をまとめて、早いと言っても明日はできませんので、今週末ぐらいに皆さんのところにお送りして、それをごらんいただいて、できれば1回にそれに対するコメントを寄せていただいて、それを踏まえた修正を施したものを12日に今度はここで議論するというので、最終的な取りまとめを図りたいと思います。

そんな感じでよろしいでしょうか。それでは、今日については以上です。

○伴委員 時間をとってしまってすみません。資料2なのですけれども、今日は議論しなかったのですが、概要だからあとで変わるのかもしれないのですけれども、3ページ2.ii)に核燃料サイクルの完成という言葉が入っているのです。完成というのはおかしいと思います。

○大西座長 これは本文と対応するものです。

○伴委員 それだけです。

○大西座長 よろしいでしょうか。では、今日は以上とさせていただきます。あとは事務局から。

○国家戦略室 次回は12日の午前中ということでお時間をいただいております。よろしくお願ひします。

○大西座長 それでは、今日は以上です。どうもありがとうございました。